

千葉県地域環境保全基金（森林環境譲与税）管理運営委員会設置要綱

（目的）

第1条 千葉県地域環境保全基金条例（平成2年千葉県条例第15号）に基づき設置された千葉県地域環境保全基金（森林環境譲与税）（以下「基金」という。）の有効かつ適切な運用を協議することを目的とする。

（設置）

第2条 千葉県地域環境保全基金（森林環境譲与税）管理運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会内に幹事会を置く。

（組織）

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成し、委員長は経済農政局長とし、副委員長は農政部長とする。幹事会は別表第2に掲げる職にある者をもって構成し、幹事長は農業経営支援課長とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（役割）

第5条 委員会は基本的事項を協議し、幹事会は委員会の指示により必要な事務を行う。

（会議）

第6条 会議の招集は、それぞれの長が必要と認めるとき行う。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、経済農政局農政部農政センター農業経営支援課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

局	職 名	備 考
総合政策局	総合政策部長	
財政局	財政部長	
環境局	環境保全部長	
経済農政局	経済農政局長	委員長
	農政部長	副委員長
都市局	公園緑地部長	

別表第 2

局	部	職 名	備 考
総合政策局	総合政策部	政策企画課長	
財政局	財政部	財政課長	
環境局	環境保全部	環境保全課長	
		自然保護対策室長	
経済農政局	経済部	経済企画課長	
	農政部	農業経営支援課長	幹事長
都市局	公園緑地部	公園管理課長	